

JA鳥取県人権・同和問題対策推進本部からのお知らせ

JAグループ鳥取では人権・同和問題に対して、令和3年度より「第8次（2021～2023年度）JA鳥取県人権・同和問題対策推進方針」をもとに、差別と偏見のない社会の実現のために取り組んでいきます。

組合員の方はもとより、地域住民の方にも人権・同和問題が身近な存在であることに気づいてもらうため、第8次期間中（2021～2023年度）も引き続き、人権・同和問題に対する啓発記事を年4回連載します。

第34回「合理的配慮の提供の義務化について」

令和3年6月の障害者差別解消法の改正により、民間事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されます。この改正法は令和6年4月1日から施行されます。

合理的配慮とは、障がいのある人たちの人権が障がいのない人たちと同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障害特性や困りごとに合わせて行われる配慮のことです。障がいのある人から、何らかの対応を必要としている意思が示されたときには、負担が重すぎない範囲で対応することが求められ、負担が重すぎる場合でも、別のやり方を提案することを含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

具体的には、段差などを解消するための施設の整備や障がいのある人の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）への対応が求められます。

なお、合理的配慮を提供するための環境の整備などについては、補助制度が活用できる場合があります、詳しくは、内閣府のホームページで確認ができます。

障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現のために何ができるか考えてみましょう。

内閣府ホームページアドレス

<https://syougaisya-sabetukaisyou.go.jp/>